

「派遣労働者就業条件明示書（兼）雇用契約書」及び「待遇情報」について

謹啓 時下ますますご清栄のこととご拝察申し上げます。平素は格別のご厚誼を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月 1 日より労働者派遣法（以下「派遣法」という）が改正されたことに伴い、施行日以降に締結又は発行する「派遣労働者就業条件明示書（兼）雇用契約書」（以下「雇用契約書」という）の一部を改訂いたしました。そこで本書 では改訂した雇用契約書の内容、変更点及び待遇情報等についてご説明させていただきます。

謹白

1. 雇用契約書の書式改訂について

派遣法改正に伴い下記事項について改訂いたしました。

■「責任の程度」を追記

- ・役職がない場合は「責任の程度」：役職なし
- ・役職がある場合は具体的な役職名を記載

■「派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別」を追記

- ・弊社は労使協定方式を選択：協定対象派遣労働者（労使協定方式）

■「労使協定の有効期間」を追記

- ・労使協定の有効期間は 始期：2022年4月1日 ～ 終期：2024年3月31日（2年間有効）

2. 雇用契約書の補足について

上記 1 の雇用契約書の書式改訂以外に下記事項について追記いたしました。

<追記内容>

■「賃金」欄に昇給（無）、退職手当（※無）、賞与（※無）（※無）：退職手当相当額・賞与相当額は基本給に含む。

を追記

■「福利厚生」欄に食堂、休憩室及び更衣室の有無を記載。さらに配慮義務の内容として、派遣先に物品販売所、病院 診療室等の施設が有る場合は具体的な施設名を追記

■「就業場所における受動喫煙を防止するための措置」欄に就業場所に関する受動喫煙対策を追記

- ・【受動喫煙対策】 屋内の喫煙ルームのみ喫煙可の場合：屋内原則禁煙 など

■「教育訓練に関する事項」を追記

・法第 40 条第 2 項の教育訓練について、甲が派遣労働者と同種の業務に従事する甲の労働者に対して業務の遂行に必要な能力を付与するために実施する教育訓練について、派遣労働者についても均等・均衡待遇の確保を図るものとする。なお、教育訓練等を行う時間は、原則として労働時間とする。

3. 派遣労働者の待遇内容及び待遇決定に際しての考慮事項について

(1) 待遇内容（賃金、福利厚生、教育訓練）

【賃金の決定方法】

賃金 = ① 「一般労働者の平均的な賃金の額 × 地域指数」 × ② 「退職金 6 %」 + ③ 「通勤手当」を支給する

・「(※1) 同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額 × (※2) 地域指数」・・・①

(※1) 派遣労働者が従事する職業安定業務統計の職種、等級に応じた基本給額

(※2) 職業安定業務統計による地域指数（都道府県別 又は ハローワーク別）は、弊社各事業所及び派遣先の就業場所の所在地に応じて適用

・退職金相当額として 6 %を基本給額に上乗せ・・・②

・通勤手当として月額上限金額 3 万円まで（又は実費相当分）支給・・・③

【福利厚生】

就業に際し、法第 40 条第 3 項の福利厚生施設の利用について、派遣先の通常の労働者に対して利用の機会が与えられる施設等については均等・均衡待遇の確保を図るものとする。なお、この場合の利用料等の経費については特別の定めのある場合は無償とする。

【教育訓練】

就業に際し、法第 40 条第 2 項の教育訓練について、派遣先が派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者に対して業務の遂行に必要な能力を付与するために実施する教育訓練について、派遣労働者についても均等・均衡待遇の確保を図るものとする。なお、教育訓練等を行う時間は、原則として労働時間とする。

(2) 待遇決定に際しての考慮事項

・教育訓練、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、原則として株式会社ウィルオブ・ワークの無期雇用労働者と同一とし、以下のとおり取り扱う。

弔事休暇・・・配偶者・子・父母の死亡 3 日

兄弟姉妹・祖父母・配偶者の父母の死亡 2 日

WILL ハート会休暇・・・事前に WILL ハート会の審査を通過し、代表取締役の承認を得た者が WILL ハート会が認めるボランティア活動に従事する場合、3 ヶ月を限度として WILL ハート会休暇を与える。

※改正内容につきまして、ご不明な点がございましたら、弊社営業担当までご連絡をお願い致します。

以上